

# 令和5年8月から 福祉医療制度に所得基準が導入されます

資格要件を満たす重度心身障害者(高齢重度障害者を含む)の人については、所得に関わらず助成の対象としてきましたが、福祉医療制度を安定的かつ長期的に運営していくため、令和5年8月から所得制限が設けられます。

詳しくは、本保険年金課(☎2461)へ。

## 所得確認の対象者

- ① 重度心身障害者などの福祉医療受給資格者本人(ピントクの受給者証を持っている人)
- ② 配偶者または扶養義務者

## 所得の判定について

令和5年8月以降、対象者それぞれの前年中の所得が基準額(別表3を参照してください)を上回る場合は、その年の8月～翌年7月の重度心身障害者などの福祉医療を受給できなくなります。  
※申請月によっては、前々年中の所得で判定されます

## 所得からの控除について

各種控除(別表4を参照してください)が受けられる場合は、控除後の所得で資格が判定されます。

(別表3) 所得制限基準額および収入額の目安

扶養親族等の数	受給資格者本人		配偶者または扶養義務者の所得額	
	所得制限基準額	収入額の目安	所得制限基準額	収入額の目安
0人	360万4,000円	約518万円	628万7,000円	約831万9,000円
1人	398万4,000円	約565万6,000円	653万6,000円	約858万6,000円
2人	436万4,000円	約613万2,000円	674万9,000円	約879万9,000円
3人	474万4,000円	約660万4,000円	696万2,000円	約901万2,000円

※対象所得が、所得制限基準額を超過する場合(配偶者などはそれ以上の場合)、助成対象外です

※扶養親族等の数は、税法上実際に扶養している人の数です

※収入額の目安は、給与所得者を例とした額です

※所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となる場合があります

(別表4) 控除可能な控除の種類

控除の種類	受給資格者本人	配偶者または扶養義務者
雑損控除	相当額	相当額
医療費控除	相当額	相当額
社会保険料控除	相当額	一律8万円
小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額
配偶者特別控除	相当額(最高33万円)	相当額(最高33万円)
障害者控除(本人)	—	27万円
障害者控除(控除対象配偶者・扶養親族)	1人につき27万円	1人につき27万円
特別障害者控除(本人)	—	40万円
特別障害者控除(控除対象配偶者・扶養親族)	1人につき40万円	1人につき40万円
寡婦控除	27万円	27万円
ひとり親控除	35万円	35万円
勤労学生控除	27万円	27万円
肉用牛の売却による事業所得に係る特例免除	当該免除に係る所得の額	当該免除に係る所得の額